

令和4年度第3回江別市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時	令和4年10月14日（金）14時～14時25分
場 所	江別市中央公民館 3階 研修室2・3号
出席委員	浅川会長、落合副会長、大西委員、押谷委員、北川委員、立田委員、千葉委員、道場委員、西谷委員、日高委員、星委員、和田委員（12名）
欠席委員	石田委員
事務局	金子生活環境部長、田中環境室長、鈴木廃棄物対策課長、岡山施設管理課長、中村廃棄物対策課主幹（計画推進担当）、松崎施設管理課主幹（設備担当）、西川施設係長、坂本庶務係長、渡邊指導係長、佐々木減量推進係長、鈴木庶務係主任、岡田減量推進係主任、中田指導係主事（13名）
傍聴者	3名
会議次第	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 議 事（議題） （1）審議事項 ・江別市食品ロス削減推進計画（パブリックコメント案）について （2）報告事項 ・他市の手数料改定状況について ・第10期江別市分別収集計画について （3）その他 4. 閉会
配布資料	・次第 ・資料1 江別市食品ロス削減推進計画パブリックコメント案 ・資料2 他市の手数料改定状況について ・資料3 第10期江別市分別収集計画（令和5年度～令和9年度） ・令和4年度清掃事業概要

▼会議内容

【開会】

○鈴木廃棄物対策課長

定刻となりましたので、令和4年度第3回江別市廃棄物減量等推進審議会を開会させていただきます。

皆さん、本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

司会進行を担当いたします廃棄物対策課長の鈴木でございます。

まず初めに、資料について確認させていただきます。

本日の資料といたしましては、会議の次第、江別市食品ロス削減推進計画のパブリックコメント案、他市の手数料改定状況について、第10期江別市分別収集計画となっております。また、その他に、清掃事業概要が出来ましたので、併せてお配りしています。

お手元がない方はいらっしゃらないでしょうか。

次に、本日の審議会についてですが、本審議会は、江別市廃棄物の処理及び資源化・再利

用の促進に関する条例施行規則第4条の規定により、過半数の委員の出席をもって成立することとされており、本日は、石田委員より、所用により欠席ということで、事前にご連絡をいただいております。全委員13人中、12人の委員のご出席により、過半数を超えておりますことから、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、議事に入る前に、廃棄物減量等推進審議会の公開につきましてご説明いたします。市では、江別市情報公開条例第18条の規定により、市民の市政への参画を促進するとともに、公正で透明な市政を推進するために、審議会等は支障のない限り公開を原則としており、この審議会でも傍聴者を認めております。また、会議の議事概要として、発言内容を発言者の氏名とともに市のホームページ等で公開いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

本日は、傍聴希望者がおりますが、委員の皆様、入室していただいておりますでしょうか。
(各委員了承)

それでは、傍聴者の方に入室していただきます。

(傍聴者入室)

○鈴木廃棄物対策課長

それでは、議事に入りたいと思います。

はじめに、浅川会長よりご挨拶をいただき、以降の議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○浅川会長

委員の皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、江別市の廃棄物に関する基本的な計画である一般廃棄物処理基本計画の具体的な施策のひとつである食品ロス削減推進計画について、市民の意見を施策に反映するためのパブリックコメント案の検討ということで、重要なポイントになると思われま。

まず審議事項として食品ロス削減推進計画のパブリックコメント案の検討、報告事項として他市の手数料改定状況についてと、2点目に第10期江別市分別収集計画についてとなっております。

はじめに、食品ロス削減推進計画のパブリックコメント案について、事務局から説明をお願いします。

○中村廃棄物対策課主幹

廃棄物対策課の中村です。

私から江別市食品ロス削減推進計画のパブリックコメント案についてご説明いたします。パブリックコメント案につきましては、前回の審議会でのご意見などを踏まえ、一部修正し、修正箇所には点線での囲みや実線で下線を引いております。

それでは、資料1をご覧ください。修正箇所についてご説明いたします。

はじめに4ページをお開きください。人口推移のグラフについてであります、素案では人口が大きく変化したように見えておりましたが、実際には微増微減であるため、縦軸の目盛間隔を広げております。

次に6ページをご覧ください。事業系の組成のグラフですが、燃やせるごみが、素案では誤って15%になっていたのを、86%に修正しております。

また、農林水産省が今年8月に食品ロス量の令和2年度推計値を公表しましたが、コロナ禍の影響もあり大きく減少していることから、本計画ではコロナ禍の影響のない平成30年度推計値を参考にしたことを注意書きとして追記しています。

次に7ページをお開きください。前回の審議会において、過去の廃棄物の埋立てに伴う長期間の管理の必要性など、食品ロスも含めた廃棄物処理による環境負荷への認識について意見がありましたので、3の現状と課題の下段に、廃棄物として処理した場合の環境への認識について追記しております。

次に8ページをお開きください。第3章食品ロス削減推進計画 1 基本理念の上段に、7ページでご説明した内容を踏まえ、食品ロスによる環境負荷について追記しております。

次に14ページをお開きください。基本方針3の施策3の1 フードバンク活動等との連携の検討の内容について、文言の整理をしております。

次に同じく14ページ下段に、トピックスとして、食品ロスの削減の取り組み以外に、生ごみの減量化・資源化の取り組みの重要性について追記しております。

説明は以上であります。

○浅川会長

ありがとうございます。

それでは、委員から計画案の内容に関してご意見はございますか。

前回の議論を踏まえて修正をさせていただいたということです。追加の修正、あるいは前回の議論が反映されていないということでなければ、パブリックコメントをこの案に基づいて進めさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

(各委員了承)

それではそのように進めさせていただきます。

次に、他市の手数料改定状況についてですが、昨年の審議会では、江別市のごみ処理費に関する内訳や今後の予想が示されたところで、書面による意見の中では他市の状況について伺いたいとの意見もありましたので、そのような経緯から、今回は、他市の状況について報告されるということです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○坂本庶務係長

廃棄物対策課の坂本です。私から報告事項2「他市の手数料改定状況について」ご説明い

たします。

資料2をご覧ください。

こちらは、令和5年度に市全体の手数料見直しが予定されていることから、参考とするため、先行して改定した室蘭市及び恵庭市にヒアリングを実施しました結果と、1ℓ当たり3円以上の道内の自治体をまとめたものです。

ヒアリングは恵庭市、室蘭市ともに今年の7月に行っています。その結果は、2にあります表のとおりになります。

まず、恵庭市ですが、可燃ごみが1ℓ当たり2円から3円、不燃ごみが2円から4円へ改定されています。

見直し着手期間は平成29年度から始められており、その後、条例改正は平成30年12月議会で議決され、不燃ごみは令和2年4月、可燃ごみは令和4年4月に改定されています。ごみ袋はデザインを変更し新旧一目でわかる様になっています。

改定後の旧ごみ袋は、差額分にあたる袋の種類ごとの補助券を購入して貼り付けて使用できるようになっています。ごみ袋製造場所は市内となっています。

一方、室蘭市は可燃・不燃ともに1ℓ当たり2円から3円へ改定されています。

見直し着手時期は令和元年度、条例改正は令和3年9月議会にて議決され、令和4年4月に改定となっています。

ごみ袋はデザインを変更し新旧一目でわかる様にしており、改定後の旧ごみ袋は、差額分にあたる金額の記載した補助券を購入して貼り付けて使用できるようになっています。ごみ袋製造場所は国内となっています。

次に3は、参考として1ℓ当たり3円以上の道内の自治体をまとめたものです。

現在、江別市は1ℓ当たり2円で、恵庭市、室蘭市とここに挙げた自治体以外大多数が2円で定められているのが現状です。

説明は以上になります。

○浅川会長

ありがとうございます。

それでは委員の皆さん、ご質問やご意見等ございましたらお願いいたします。

(なし)

状況を確認したいという事前のご意見を受けて説明されましたので、内容について特にご意見等ないようであれば、次の報告に進めさせていただきたいと思います。

次に、第10期江別市分別収集計画について説明をお願いします。

○佐々木減量推進係長

廃棄物対策課の佐々木です。私から報告事項3「第10期分別収集計画の策定について」ご説明いたします。

資料3をご覧ください。

当計画は平成7年12月に施行された容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の排出見込み量等について、5か年計画を策定し、3年ごとに見直すものです。

これまで平成9年始期の第1期から令和2年始期の第9期までを策定しており、この度、令和5年度から令和9年度までの5年を期間とする第10期を策定いたしました。

この分別収集計画は、国が再商品化事業者の入札判断や施設能力増強などの事業判断の根拠として用いるため、令和5年度から令和9年度までのペットボトルなどの容器包装廃棄物の排出見込み量を算出して計画を策定、ホームページにおいて公表するものです。

なお、当計画は北海道に提出しているものであり、現在北海道では各市町村から提出された計画を踏まえ「北海道分別収集計画」を策定し、今年度中には、各都道府県の計画に基づき環境省より分別収集計画量が公表されるものです。

説明は以上であります。

○浅川会長

ありがとうございます。

それでは、分別収集計画についてご意見等がありますか。

(なし)

特にご意見等ございませんので、次に進めさせていただきますがよろしいですか。

それでは、(3)その他について事務局からお願いいたします。

○金子生活環境部長

本日は、他市の手数料の改定状況について情報を知りたいというご意見がありましたので、ご説明させていただきました。

手数料については、今年1月の審議会において、ごみ処理にかかる原価を計算した資料をお示したところですが、手数料を改定する、あるいは改定しないといった方向性をお示しないまま、資料をお渡ししているため、わかりにくくなってしまい申し訳なく思っております。

道内では少しずつ家庭ごみ処理手数料の単価を2円/ℓから3円/ℓに上げる自治体が増えてきておりますが、まだ2円/ℓの自治体が多いという状況です。

江別市は、1月にもご説明したとおり、手数料は4年に1度の見直しサイクルで決めてきております。前回見直しの作業をしたのは令和2年度ですので、令和元年に検討作業をして令和2年に改定をしました。

このような4年サイクルで見直しを続けているところですが、家庭ごみの手数料に関しては、毎日の市民生活に直結するということや、他市の状況も踏まえまして、平成16年度の有料化以来、これまで一度も改定せず据え置くという判断をしてきております。

ただ、平成16年以降、物の値段が大きく変わってきているということは事実で、現時点

で江別市の家庭ごみ処理手数料単価は2円/ℓですけれども、原価から算定すると単価は3円/ℓになっているという状況であります。

手数料を上げるか上げないかの判断は、ごみ処理手数料を所管する生活環境部だけで決められることではなく、市全体の議論の中で、使用料や手数料全体をどうするかという、検討の中で決まってくる。来年その作業に入りますので、それまでの間は、皆さんに資料をできるだけきめ細かくお示しして、どのような状況になっているのか実情を知っていただきたく、今日の資料をお渡しさせていただきました。

原価上昇の大きな要素としては、人件費がこの10～15年ほどでかなり上昇しているという状況であります。

本来であれば、手数料というのは、ごみをたくさん出した人はたくさん払わなければならない、ごみを出さないよう一生懸命に工夫している人は少なく払う、というのが手数料の特徴の一つです。手数料と原価との差が開いてきている分を何で埋め合わせているかという、今は税で埋めている状態です。

税で埋め合わせているということは、ごみをたくさん出している人も、あまり出さないようにしている人も、同じ負担をしているという状態です。その穴埋めが増えてきているという状況ですので、担当する生活環境部としては、適切な手数料に見直せるよう、色々情報収集したり、検討したり、原価計算をしていきたいと考えており、今後も色々資料を出させていただきたいと思っております。ぜひご意見をいただけますよう、今後もよろしくお願いいたします。以上です。

○浅川会長

他に何かございますか。

○押谷委員

よろしいですか。

○浅川会長

はい。

○押谷委員

一点質問させていただきます。ただ今生活環境部長からご説明がありましたけれども、基本的に原価が上がってきており、そして排出者の処理責任、処理費用の負担の責任ということなのですが、もう一つの考え方として、いわゆる「排出抑制」ということがあると思います。

そういう中で、江別市としては、全庁的な手数料のあり方を検討しなくてはならないと思いますが、排出者の費用負担ということをもまず第一に考えたいということで理解してよろし

いでしょうか。

○金子生活環境部長

手数料の基本的な考え方として、かかる経費に、ごみを出す人が出す分だけ支払うといえますか、利用する分だけ手数料を払うというのが基本的な考え方です。ですから、押谷委員が言われたとおり、排出者の費用負担という考え方でよろしいかと思えます。

排出抑制のためという考え方もありますが、それがメインではなく、あくまでもごみを出す人がいくら負担すべきかであると思っております。また同時に、ごみの場合はどうしても毎日の生活に直結しますので、そういった面や、全道的な他市の状況も踏まえた判断に最終的にはなっていくと考えています。

○押谷委員

ありがとうございます。

○浅川会長

そのほか何かございますか。他になければ、以上で審議事項を終了いたします。事務局にお返しいたします。

○鈴木廃棄物対策課長

事務局から一つご連絡がございます。今後の予定でございますが、今ほどご審議いただきました食品ロス削減推進計画案のパブリックコメント案につきましては、今後、所管委員会に報告し、11月下旬から12月下旬頃まで1か月間パブリックコメントを実施する予定です。

その後、1月中に委員の皆様へパブリックコメントの結果を郵送いたしますので、委員の皆様方からあらかじめまたご意見をいただきまして、その後、次回第4回の審議会で計画を確定したいと考えております。

次回の審議会は、来年1月26日の開催を予定しておりますので、皆様ご予定の程よろしくお願いいたします。後日改めて正式にご案内させていただきますので、その節はよろしくお願いいたします。以上です。

事務局からの連絡はこれで終了となります。

以上を持ちまして本日の審議会を終了させていただきたいと思えます。

本日は誠にありがとうございました。

- 終了 -